参加意思確認公募　別紙２「研修委託契約業務概要」

2022-2024 年度課題別研修
「G5 サヘル諸国・周辺国における地方行政能力強化による政府と住民間の信頼醸成」
研修委託契約　業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙１「業務仕様書」２．応募要件（２）その他の要件１）を参照。

１．　研修コース概要

（１）研修コース名

課題別研修「G5 サヘル諸国・周辺国における地方行政能力強化による政府と住民間の信頼醸成」コース

（２）技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2022 年 7 月 25 日（月）～2022 年 7 月 29 日（金）

（３）研修員（予定）

１）定員：10 人

２）研修対象国：中央アフリカ、チャド、コートジボワール、マリ、ニジェール、トーゴ

３）研修対象組織・対象者：

（対象組織）　・地方行政機関、地方政府を監督する中央政府機関

（対象人材）　・地方行政府の高官レベルの職員
・地方における開発計画の策定・実施を担う地方議会議長等
・中央政府で地方行政機関を担当している部局の課長レベルの職員、計画を担当している部局で主要な役割を担っている職員等

（４）研修使用言語：フランス語

研修の背景・目的：

本研修は、G5 サヘル諸国及び周辺国における地域社会の再建に向けた平和構築の取り組みと、その中で幹部地方行政官の果たすべき役割の理解促進とリーダーシップの育成を目指す研修である。

（５）案件目標：

紛争の影響を大きく受けているＧ５サヘル諸国及び周辺国の幹部地方行政官の、地域社会再建に向けた取り組みに係るリーダーシップが育成される。

（６）単元目標（アウトプット）

1. 日本の戦後復興及び災害復興の経験を基に、紛争影響国での地域社会再建の取り組みにおける地方行政の役割・責任を理解する。
2. 地域社会の再建に向けた行政と住民の協働による街づくり、行政と住民の信頼醸成に寄与するリーダーとしての教訓を習得する。

（７）研修内容

１）研修項目・研修方法

以下について、講義・視察（来日時）・討議を組み合わせて実施する。

1-1　日本の戦後復興及び災害復興の経験に基づく、地域社会再建における地方行政の役割、中央政府との関係構築

1-2　信頼される行政、透明性の高い政府

2-1　地域社会再建・復興計画、行政と住民の協働による街づくり、地域資源を活かした街づくり

2-2　行政と住民間の信頼醸成

２．　委託業務の内容

（１）契約履行期間（予定）

2022 年 7 月 1 日～2022 年 9 月 30 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（２）業務の概要

上述の案件目標達成に向け、日本の地域開発、地方自治制度、戦災や自然災害からの復興経験を紹介するとともに、地方開発や自治に関する日本側の首長（知事/副知事、市長）との意見交換も行う。また、参加国の幹部地方行政官同士が地方行政にかかる課題や知見の共有を図る。

（３）詳細

1）研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2）講師・見学先・実習先の選定

3）講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

4）教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

5）講師・見学先への連絡・確認

6）JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

7）講義室・会場等の手配

8）使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）

9）テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）

10）講師への参考資料（テキスト等）の送付

11）講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告

12）講師・見学先への手配結果の報告

13）研修監理員との連絡調整
14）プログラム・オリエンテーションの実施
15）研修員の技術レベルの把握
16）研修員作成の技術レポート等の評価
17）研修員からの技術的質問への回答
18）研修旅行同行依頼文書の作成・発信
19）評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
20）閉講式実施補佐
21）研修監理員からの報告聴取
22）講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
23）業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
24）関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
25）遠隔研修の準備・実施

３． 留意事項

（１） 当機構は、本研修コース実施にあたって仏語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を１名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

（２） 来日研修において、研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

（３） 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。

（４） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以　上